

令和 7 年度 安全衛生計画書

社会福祉法人サンホーム

1. 基本方針

ご利用者及び職員の健康と安全を確保することにより、「法人経営理念」を実現する。

全職員はその実現のため、KY活動、ヒヤリハット活動、5S活動に取り組み、危険に対する予知能力を身に付け、職場内のあらゆる事故、災害、職業病の防止に努める。

●安全衛生基本方針

「作業手順を徹底して、安全・安心な職場環境を実現する。

＜安全はすべてに優先する＞

- ①安全衛生教育の推進
- ②介護事故の防止
- ③健康障害の防止
- ④災害による被害の防止

●安全衛生スローガン

「安全は、一人ひとりが“責任者”、みんなで築こう 職場の安全」

●重点実施事項

○安全衛生教育の確実な実施

- ・計画的・定期的に感染予防対策研修等を実施する。

○腰痛事故の防止

- ・福祉機器の作業手順の周知と遵守しノーリフト介助を徹底し、腰痛の予防を図る。

○転倒、転落事故の防止

- ・床面の水切りの徹底や手すりの使用など安全措置の徹底を図る。

○5S活動の徹底

- ・5S活動を徹底（各職場内の特に整理整頓）して、職場環境の改善を図る。

○健康障害の防止

- ・適切な職場環境を形成することにより、メンタルヘルス不調による休業者発生の防止を図る。

○火災事故の防止

- ・消防設備や電気設備の自主点検を徹底し、火災防止を図る。

○交通災害の防止

- ・交通災害、特に車両災害の撲滅を図る。

●特に防止すべき災害と具体的対策

①腰痛防止対策の徹底

- ・ノーリフト介助の定着と推進を図る。
- ・パワーアシストスーツの導入による腰痛防止を図る。

②転倒、転落事故の防止

- ・再発防止策を徹底して、不安全行動による介助時の転倒、安全策不備によるベッドやストレッチャーからの転落事故を防ぐ。

③健康診断の完全実施とフォロー

- ・年間の所定の健康診断を必ず実施し、診断結果のフォローを確実に実施する。

④健康障害の防止

- ・過重労働防止のため、1010 運動（就業時間厳守運動）を厳守する。
- ・有給休暇の計画取得（付与された有給休暇日数の70%）を図る。

⑤メンタルヘルス不調の防止

- ・ストレスチェック制度の活用と虐待防止研修やハラスメント防止研修等の実施によりメンタルヘルス不調を防止する。

⑥火災事故の防止

- ・消防訓練と日常点検を徹底し、火災事故を防ぐ。

⑦交通災害の防止

- ・交通安全教育と始業点検及びアルコールチェックを徹底し、送迎車両・通勤車両の交通災害を防止する。

2. 年間計画

- 4 月 ・事業計画説明（安全衛生管理計画の周知・前期）
・ストレスチェックの実施

- 5 月 ・自衛消防訓練（総合）

- 6 月 ・交通安全講習会（あわら警察署交通課）
・人権啓発研修（虐待防止、ハラスメント防止）

- 7 月 ・ 全国安全週間（職場安全パトロールの実施、5 S 活動強調月間）
- 8 月 ・ 緊急対応訓練（不審者）
・ 避難誘導訓練（自主）
- 9 月 ・ ご利用者と職員の健康診断
・ 感染症予防研修
- 10 月 ・ 事業計画説明（安全衛生管理計画の周知・後期）
・ 全国衛生週間（メンタルヘルス研修）
・ 自衛消防訓練（総合）
・ 救急対応訓練（AED、心肺蘇生法研修）
・ 人権啓発研修（虐待防止、ハラスメント防止）
・ マネジメントレビュー（上半期審査）
- 11 月 ・ 防災通報訓練（夜間）
・ 災害対応訓練（地域及びあわら市との災害協力協定に基づく訓練）
・ 交通安全講習会（あわら警察署交通課）
- 12 月 ・ 緊急対応訓練（不審者）
・ 年末年始災害防止（職場安全パトロールの実施、KY 活動強調月間）
- 1 月 ・ 人権啓発研修（虐待防止、ハラスメント防止）
- 2 月 ・ 避難誘導訓練(自主)
- 3 月 ・ ご利用者と職員(夜勤者)の健康診断、職員腰痛予防検診（希望者）
・ マネジメントレビュー（下半期審査）

◎消防自主点検（毎月）、産業医による職場巡視（毎月）

3. 会議組織

安全衛生委員会

委員長 1 名、委員 9 名（うち、職員代表 4 名）

顧問 1 名

毎月 1 回開催